

第2編 ごみ処理基本計画

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. 分別区分等

江別市の家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源物、危険ごみ、小型家電、古着・古布の7種類に分別しています。

なお、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは有料収集、資源物、危険ごみは無料収集、小型家電、古着・古布は無料拠点回収です。

分別区分	主な品目	手数料		
家庭系ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類(薄い・軟らかいもの)、布類、草・花など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	燃やせないごみ	木類、プラスチック類(厚い・硬いもの)、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類など	有料	指定ごみ袋 ごみ処理券
	大型ごみ	最大辺1m超えの大型家具・スキー、発火性のある石油ストーブ・ガスレンジ、硬いかたまり状の鉄アレイなど	有料	大型ごみ処理シール
	資源物	びん・かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイ	無料	中身が見える袋
	危険ごみ	スプレー缶・ガスカセット缶、乾電池、ガス・オイルライター、蛍光灯、水銀体温計・温度計	無料	中身が見える袋
	小型家電	携帯電話、ノートパソコン、電気炊飯器、ヘアードライヤーなどの小型家電製品	無料	
	古着・古布	衣類、衣料品、古布など	無料	

※指定ごみ袋（燃やせるごみと燃やせないごみ共通）

5リットル袋（10円）、10リットル袋（20円）、20リットル袋（40円）、30リットル袋（60円）、40リットル袋（80円）の計5種類

※ごみ処理券

長さ1m以内で指定ごみ袋に入らないごみは、80円券、160円券の計2種類

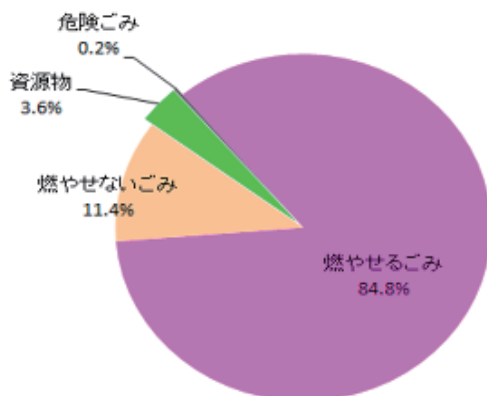
※大型ごみ処理シール

ごみの大きさや重さ、種類に応じて、250円、500円、1,000円の計3種類

排出割合は、平成22年10月実施の大型ごみ収集と平成25年5月実施の小型家電拠点回収により、燃やせないごみが1.4%減少しました。

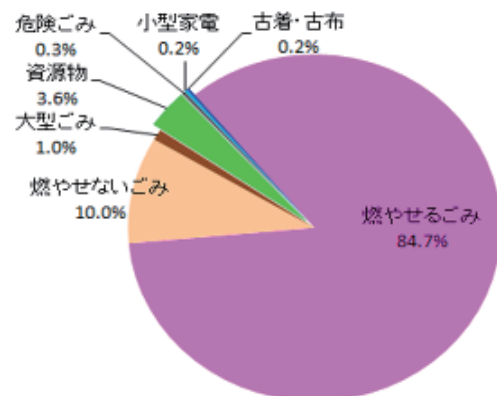
平成21年度

家庭系ごみ(行政収集分)の区分別構成比



平成26年度

家庭系ごみ(行政収集分)の区分別構成比



2. 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集運搬は、燃やせるごみは週2回（農村地区は週1回）、燃やせないごみは月2回（農村地区は月2回～3回）、資源物と危険ごみは月2回（同日収集）、大型ごみは申込み制により戸別収集しており、これらの収集は全て民間事業者へ委託しています。

なお、小型家電と古着・古布は、市内6か所の回収拠点から直営で収集しています。

分別区分	収集区域	収集方法	収集回数	車両等	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	市街地	ごみステーション	週2回	パッカー車
		農村地区	ごみステーション	週1回	パッカー車
	燃やせないごみ	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車
		農村地区	ごみステーション	月2回～3回	パッカー車 平ボディ車
	大型ごみ	市内全域	申込み制による 戸別収集	随時	パッカー車 平ボディ車
	資源物	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
		農村地区	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
	危険ごみ	市街地	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
		農村地区	ごみステーション	月2回	パッカー車 平ボディ車
	小型家電	市内全域	市内6か所 拠点回収	随時	回収ボックス
	古着・古布	市内全域	市内6か所 拠点回収	随時	回収ボックス

江別市で収集しない家庭系ごみについては、収集運搬許可業者による収集か、市民自身による施設への直接搬入となり、施設で処理ができない適正処理困難物（自動車用のタイヤやバッテリーなど）は、収集運搬許可業者や専門業者が収集処理しています。

一方、事業系ごみについては、排出事業者の責任で処理することとなりますが、事業者自ら施設に直接搬入する場合と、収集運搬許可業者に収集を依頼する場合があります。

3. ごみ処理フロー

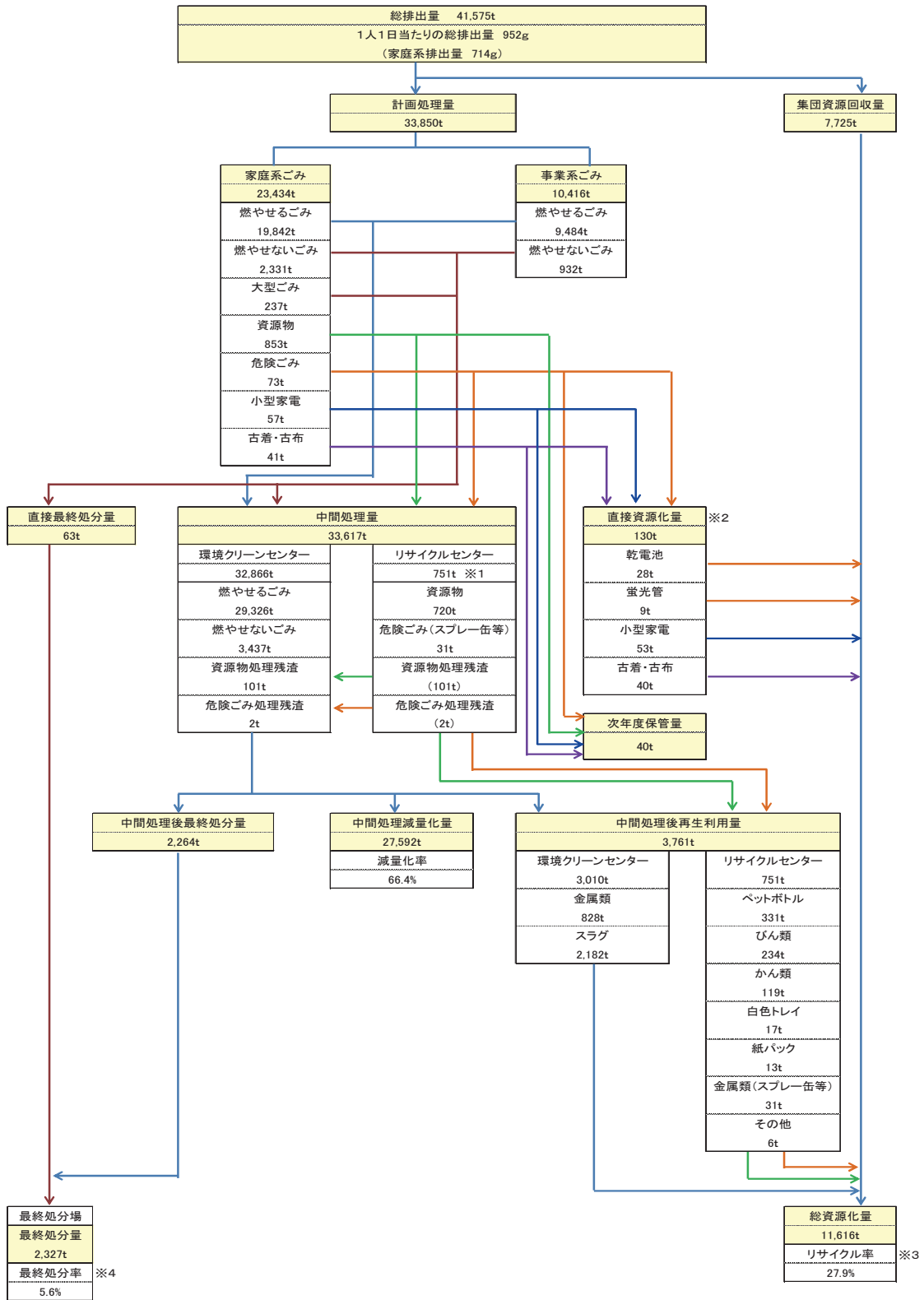
燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは収集後、環境クリーンセンターで中間処理（破碎・熱分解）を行い、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

資源物は収集後、リサイクルセンターで中間処理（選別・圧縮・減容・梱包）を行い、資源化業者に売却又は容器包装リサイクル協会に委託して資源化し、処理残渣は環境クリーンセンターで中間処理されています。

危険ごみは収集後、その種類に応じて、リサイクルセンターでの中間処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

また、小型家電と古着・古布は回収拠点から収集後、保管施設（旧し尿処理場）で選別を行い、資源化業者に売却しています。

ごみ処理フロー図(平成26年度実績)



※1 リサイクルセンターの中間処理量には()書き数値は含まれない

※2 直接資源化量 : 中間処理施設での処理を経ずに再生業者等により処理される量

※3 リサイクル率 : 総資源化量を排出量で除した値

※4 最終処分率 : 最終処分量を排出量で除した値

4. ごみ組成

ごみ組成については、家庭系ごみは市内4地区のごみステーションからの抽出により、事業系ごみは環境クリーンセンターに搬入した許可業者車両からの抜き取りにより、調査を行いました。

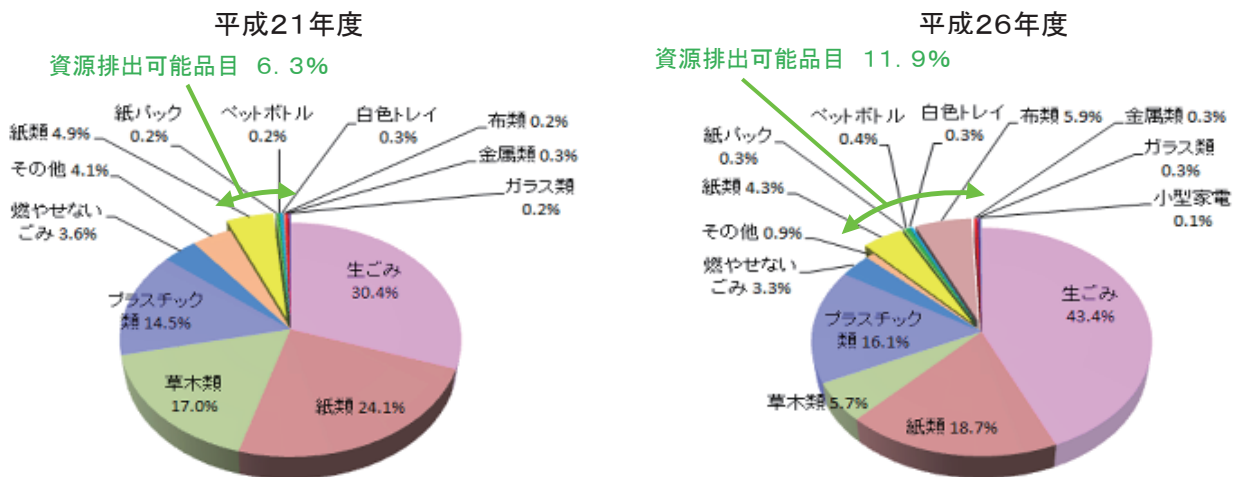
調査結果はグラフのとおりですが、平成26年度から資源排出可能品目として布類に古着全般を含めたことと小型家電製品を加えたことにより、資源物の割合が変化しています。

(1) 家庭系ごみ

①燃やせるごみ

燃やせるごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は草木類と非資源物の紙類の割合が16.7%減少し、生ごみの割合が13%増加しています。

また、燃やせるごみに占める資源排出可能品目の割合は、布類が増加したことにより、全体で5.6%増加しています。

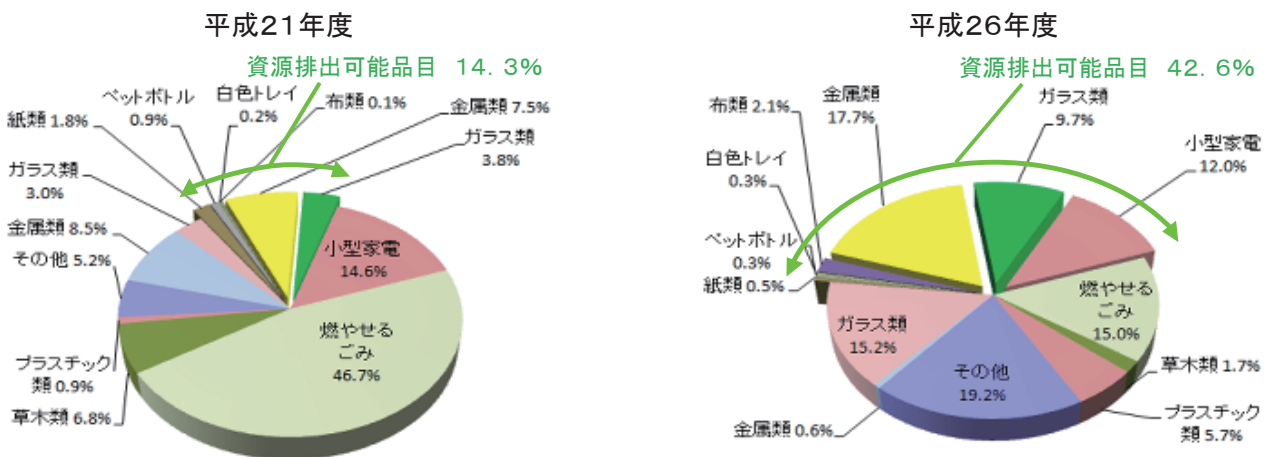


②燃やせないごみ

燃やせないごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は燃やせるごみの混入割合が31.7%減少しています。

要因としては、平成20年度に行ったプラスチック類の分別区分の変更が市民に浸透したことによるものと考えられます。

また、平成26年度の燃やせないごみに占める資源排出可能品目の割合は、かん等の金属類とびん等のガラス類が増加しているほか、小型家電製品等を加えたことにより、全体で28.3%増加しています。

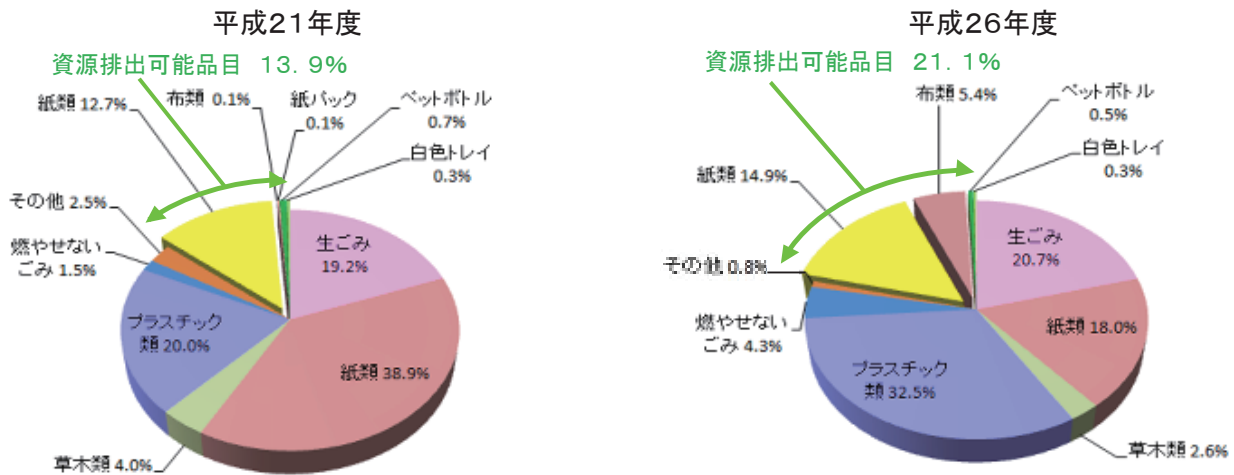


(2) 事業系ごみ

① 燃やせるごみ

燃やせるごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は分別不適正な燃やせないごみの割合が2.8%増加しています。

また、平成26年度の燃やせるごみに占める資源排出可能品目の割合は、紙類と布類が増加したことにより、全体で7.2%増加しています。



② 燃やせないごみ

燃やせないごみの組成の特徴では、平成21年度と比較すると、平成26年度は分別不適正な燃やせるごみの割合が4.4%増加しています。

また、平成26年度の燃やせないごみに占める資源排出可能品目の割合は、かん等の金属類とびん等のガラス類が増加したことにより、全体で13.7%増加しています。

